

“倒産・解雇などによる離職”や“雇い止めなどによる離職”をされた方へ

国民健康保険料が軽減される制度があります

対象者は？

会社を退職した方のうち、

- ・雇用保険の**特定受給資格者**(倒産・解雇などによる離職)
- ・雇用保険の**特定理由離職者**(雇い止めなどによる離職)

として失業等給付を受ける、離職日時点で**65歳未満の方**です。確認方法は裏面をご覧ください。

軽減額は？

国民健康保険では、4月から翌年3月までの保険料を、前年の1月から12月までの所得をもとに算定しますが、前年所得の内、軽減制度の対象となる方の**給与所得を「100分の30」**とみなして(7割減額して)計算しますので、所得割(所得に対する料金)が軽減されるほか、世帯の所得状況によっては均等割・平等割(基本料金部分)も軽減される場合があります。

医療費も軽減される場合があります

高額療養費の所得区分の判定も給与所得(前年)を「100分の30」として行いますので、医療費が高額になったときの自己負担額が軽減される場合があります。

軽減期間は？

- ・**離職日の翌日の属する月～その月の属する年度の翌年度末までの**保険料が軽減されます。
- ・**離職日の翌日の属する月又はその翌月～離職日の翌日の翌々年度の7月分までの**自己負担限度額が軽減されます。

※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。



軽減を受けるには届出が必要です。(手続き方法は裏面)

お問い合わせ 河内長野市役所 保険年金課 0721-53-1111(代表)

特定受給資格者・特定理由離職者の確認方法

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号 48010-10-000109-7	2. 氏名 ヨシノ 知子	
3. 被保険者番号 4800-014551-0	4. 性別 男	5. 年齢 45
	6. 生年月日 3-400101	7. 求職番号 12345
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名) 安定所現金(G)		
10. 資格取得年月日 100401	11. 離職年月日 220331	12. 離職理由 11
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額 4,000	15. 給付制限
16. 求職申込年月日 220401	17. 認定日 1型-月	18. 受給期間 年月日
19. 基本手当日額 3,200	20. 所定給付日数 270	21. 通算
22. 離職前事業所 労働市場センター株式会社		
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0000	

雇用保険受給資格者証は、ハローワークへ離職票を提出し、求職申し込みをした後、説明会の日に交付されます。

離職理由のコードを確認して下さい。

◆雇用保険受給資格者証の離職理由欄が下記の内容の場合、軽減対象となります。

特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)	11、12、21、22、31、32
特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)	23、33、34

※高年齢継続被保険者・短期雇用特例被保険者・日雇労働被保険者は軽減の対象となりません。

手続き方法

該当する人は、下記の書類をお持ちの上、保険年金課窓口で手続きしてください。

- ・雇用保険受給資格者証
- ・国民健康保険証
- ・限度額適用認定証(交付を受けている方)
- ・印鑑

保険料の変更通知書は届出のあった月の翌月に送付します。離職時からの保険料が軽減対象となりますが、減額分は届出の翌月以降の納付金額で調整しますので、届出月までの保険料は変更前の納付書で納付してください。

Q & A

Q : まだ受給資格者証ができていません。どうすればよいですか？

A : まずは加入手続きを先に済ませてください。軽減手続きは受給資格者証が届いてからで構いません。その場合、遡って保険料を再計算することになります。

Q : 手続きは毎年必要ですか？

A : 一度手続きすると、軽減期間内は有効です。継続の手続きは必要ありません。

Q : 一覧表にない離職理由では全く軽減を受けることはできませんか？

A : 特定受給資格者・特定理由離職者に該当しない離職理由の場合、失業による軽減の対象にはなりません。しかし、長期入院等の特別な事情がある場合は保険料が減額されることがあります。また、分割納付等の納付相談も随時行っていますので、保険料の納付が困難な場合にはお早めにご相談ください。